

みどりの補助金制度 ご案内



【発行・問い合わせ先】

墨田区

環境保全課緑化推進担当(区役所12階)

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話: 03-5608-6208 FAX: 03-5608-1452

メール: KANKYOU@city.sumida.lg.jp

「みどり」は暮らしにやすらぎとうるおいをあたえてくれます。

墨田区では、「みどり」を新たに設置する方などに費用の一部を補助しています。

「みどり」があふれる暮らしづくりに補助金をご利用ください。

目次

■ 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

■ 緑のへい等補助・・・・・・・・・・・・・・・・P2

■ 屋上等緑化補助・・・・・・・・・・・・・・・・P3

■ 壁面緑化補助・・・・・・・・・・・・・・・・P4

■ 緑のへい等、屋上等緑化、壁面緑化
手続きの流れ・・・・・・・・P5-6

■ 特別保全樹木等 指定／補助・・・・P7-8

注意事項

- 必ず工事着工前にご相談ください。工事着工後は申請の対象外となりますのでご注意ください。
- 提出書類に使用する印鑑は同一印でお願いします。
- 設置した緑地は、将来にわたり良好な状態を保つよう維持管理をお願いします。
- 補助対象外となるケース
 - ①法令に不適合な建築物に緑地を設置する場合や条例または要綱に基づき緑地を設置する場合
 - ②申請者が国、地方公共団体及びその他の公共団体並びに分譲用住宅の販売者である場合や将来緑地等の適正な維持管理が困難と思われる場合
- 本パンフレット内に記載されているものの他に要綱で定められている要件があります。

必ずはじめにお読みください。



緑のへい等補助

補助の内容

新たに、道路に面した沿道部分に、緑のへい(生け垣や植樹帯)を設ける場合に補助を受けることができます。

- ① 生け垣 高さ1m以上の樹木を葉と葉が触れ合う間隔で列植したもの
- ② 植樹帯 奥行き50cm以上の植栽ますに葉と葉が触れ合う間隔で樹木を列植したもの



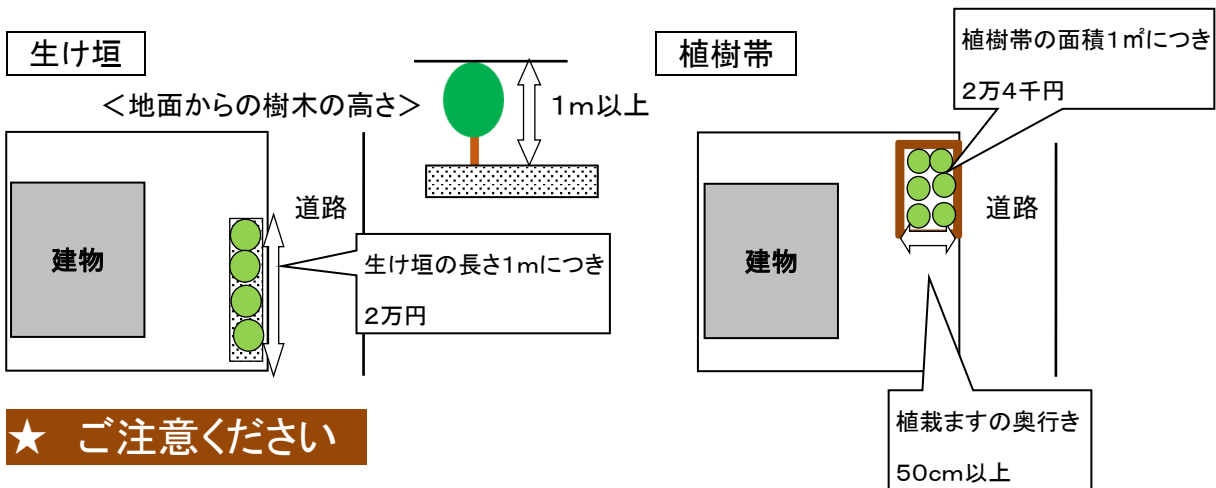
補助金額

- ① 生け垣 植え込み地の長さ1mあたり2万円または緑化工事費(税抜き)の、どちらか少ない額(限度額40万円)
- ② 植樹帯 植え込み地の面積(※)1㎡あたり2万4千円または緑化工事費(税抜き)の、どちらか少ない額(限度額40万円)

(※) 植え込み地の面積から、植栽ますの縁石は除いてください。

【ブロック塀等 取り壊し加算】

ブロック塀等を取り壊した跡に緑のへいを設置した場合、1mあたり1万円加算されます。



★ ご注意ください

- 隣地との境界線沿いに設置する場合は補助対象となりません。
- 沿道部分であっても、道路と緑のへいを遮るような構造物(フェンスを含む)を設置する場合は補助対象になりません。

【生け垣の場合は】

透過率70%以上のフェンスであれば認めることができます。事前にご相談ください。

- ブロック等の縁石の高さは45cmまでとしてください。

屋上等緑化補助

補助の内容

建築物の屋上や屋根のないルーフバルコニー等に1㎡以上の緑地を設ける場合に補助を受けることができます。

補助金額

1㎡あたり1万円または緑化工事費(税抜き)の半額、どちらか少ない額(限度額40万円)

屋上等緑化したい建物は…

事前に、屋上等緑化が可能であるかの確認を行います。

● 築1年を超える場合

屋上等緑化安全点検を受診していただきます。

建築物に載せられる重量や防水層の状態を区が無料で調査します。

受診には建築物の設計図書が必要です。

安全点検の結果により、補修を行わないと補助対象にならない場合があります。

● 築1年以内の場合

検査済証の写しをご提出ください。

★ ご注意ください

● マンションなど集合住宅の場合、管理組合の施工同意書等が必要となります。

● 緑地部分(見切り材含む)が補助対象となります。ウッドデッキや平板等、植栽のない部分は対象となりません。

● 植木鉢・プランター等可動性のあるものや菜園等は対象となりません。

● 屋上等緑化の設置には、荷重、防水、防根、排水、かん水、飛散防止等の工事が適正に行われている必要があります。



壁面緑化補助

補助の内容

道路に沿った建築物の壁面に補助器具を設置して緑化する場合に補助を受けることができます。

補助金額

補助器具1㎡あたり1万円または緑化工事費(税抜き)の半額、どちらか少ない額
(限度額40万円)

壁面緑化の種別

- 登はん型
ネット等を設置し、そこにつる性植物を這わせて壁面を覆うもの
- 下垂型
屋上部又は壁面上部にプランターを設置し、そこに植栽した植物が屋上又は壁面上部から下垂して壁面を覆うもの
- プランター型
壁面にフレーム等及びプランターを設置し、そこに植栽した植物が壁面を覆うもの
プランター1基当たりの容量は、壁面緑化面積1㎡につき50ℓ以上としてください
- ユニット型
壁面にフレーム等並びに植物及び植栽基盤が一体化したユニットを設置し、そこに植栽した植物が壁面を覆うもの

★ご注意ください

- マンションなど集合住宅の場合、管理組合の施工同意書等が必要となります。
- 必ず補助器具の設置による緑化としてください。取り付けられた補助器具の面積(1㎡以上)が対象となります。
- かん水設備が整っていることが必要です。
- 落ち葉対策等のため、道路境界線から適正な間隔(50cm以上)をとってください。



緑のへい、屋上等緑化、壁面緑化 手続きの流れ

1 事前相談・現場確認

申請手続き前にご相談ください。設置予定場所へ伺い、対象の可否を判断します。
屋上等緑化の場合、築年数により安全点検が必要となります(p3参照)

2 申請書の提出 以下の書類をご提出ください。

※提出書類に使用する印鑑は同一印でお願いします。

- 緑地の設置補助金交付申請書
- 緑地を設置する建築物周辺の地図(住宅地図など)
- 緑化計画図(平面図、立面図、断面図、緑化面積求積図)

【屋上等緑化 追加書類】

- ・重量計算書
- ・屋上等緑化が可能であることを証する書類
(検査済証または緑化安全点検結果報告書)

- 工事着工前の写真
- 緑化工事の見積書(緑化工事についての明細が分かるもの)
- 登記事項証明書(発行後3カ月以内)

【屋上等緑化、壁面緑化】 建物の登記事項証明書

【緑のへい】 土地の登記事項証明書

申請者と建物や土地の所有者が異なる場合は「委任状(注1)」が必要です。

(注1) 建物や土地の所有者から申請者へ、全ての手続きを委任するものです。

「委任状」の様式は環境保全課にあります。

- 納税に関する書類(前年度住民税等を滞納していないことを証する書類)

【個人の場合】

- ・前年度の住民税納税証明書または住民税非課税証明書

※なお、前年度の1月1日に墨田区内に住民票があった方は、区が前年度の納税状況を確認できます。納税状況の確認についての「同意書(注2)」の提出をもって、上記書類の提出に代えることができます。

(注2) 「同意書」の様式は環境保全課にあります。

【法人の場合】

- ・前年度の法人住民税納税証明書または登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

3 書類審査後、交付決定通知書を交付

区が内容を審査し交付が決定しましたら、交付決定通知書にてお知らせします。

4 工事着工

5 工事完了届の提出 以下の書類をご提出ください。

※提出書類に使用する印鑑は申請時と同一印をお願いします。

- 緑地の設置工事完了届
- 緑化工事しゅん工図(平面図、立面図、断面図、緑化面積求積図)
- 工事中及びしゅん工後の写真
- 緑化工事の領収書及び明細書

6 完了検査後、交付額決定

区が確認及び計測を行います。

しゅん工図と完了検査結果に誤差がある場合、しゅん工図を再提出していただきます。

補助金額を交付額決定通知書にてお知らせします。

7 交付請求 以下の書類をご提出ください。

※提出書類に使用する印鑑は申請時と同一印をお願いします。

- 緑地の設置補助金交付請求書
- 支払金口座振替依頼書

8 交付

通常、交付請求をされてから3～4週間で補助金が振り込まれます。



特別保全樹木等 指定／補助

所有又は管理する樹木や生け垣について、特別保全樹木等の指定申請をご検討ください。
特別保全樹木等に指定されると、区の補助を受けることができます。

特別保全樹木等とは

墨田区では、地域住民の憩いやうるおいに貢献し、かつ次の条件を満たす良質な樹木及び生け垣を、特別保全樹木等に指定しています。

① 樹木

生育状態が健全で、地上 1.5mの高さにおいて幹の周囲が 1.2m以上の樹木。



② 生け垣

生育状態が健全で、道路に面し、高さ1m以上、総延長30m以上の植栽。



指定の申請

(1) 事前相談・現場確認

申請手続き前にご相談ください。設置予定場所へ伺い、指定の可否を判断します。

(2) 申請書類の提出 ※提出書類に使用する印鑑は同一印でお願いします。

●特別保全樹木等指定申請書

●土地の登記事項証明書(発行後3カ月以内)

申請者と土地の所有者が異なる場合は「委任状(注1)」が必要です。

(注1)「委任状」は、土地の所有者から申請者へ、全ての手続きを委任するものです。

「委任状」の様式は環境保全課にあります。

(3) 指定の決定

区が内容を審査し指定が決定しましたら、指定通知書にてお知らせします。

(4) その他

●指定本数に限りはありません。申請地1か所につき、何本でも指定可能です。

●申請内容の変更や特別保全樹木等を指定解除される場合は、ご相談ください。

補助の内容

特別保全樹木等に指定された樹木や生け垣は、以下の補助を受けることができます。

●剪定費用の補助(年度内1回まで 本数は5本まで補助を受けることができます)

●樹木医による樹木診断費用の補助(年度内1回まで補助を受けることができます)

補助金額

●剪定費用の補助

① 樹木

1本あたり2万円または剪定費用(税抜き)の半額、どちらか少ない額(限度額10万円)

② 生け垣

1mあたり500円(限度額2万円)

● 樹木医による樹木診断費用の補助

1件あたり2万円または診断費用(税抜き)の半額、どちらか少ない額(限度額2万円)

補助申請

(1) 申請書類の提出 ※提出書類に使用する印鑑は同一印をお願いします。

● 特別保全樹木等補助金交付申請書

● 剪定費用または樹木診断費用の領収書の写し

(特別保全樹木等の領収書とわかるように記載されているもの)

★剪定費用の補助では、自ら剪定した場合、補助対象となりません。

● 樹木の写真

剪定費用の補助については、剪定前後の写真(補助金の対象となる樹木等が全て写っていて、日付が入っているもの)

★剪定する前の写真が無いと補助を受けることができません。ご注意ください。

樹木診断費用の補助については、樹木診断中の写真

● 納税に関する書類(前年度住民税等を滞納していないことを証する書類)

【個人の場合】

・前年度の住民税納税証明書または住民税非課税証明書

※なお、前年度の1月1日に墨田区内に住民票があった方は、区が前年度の納税状況を確認できます。納税状況の確認についての「同意書(注2)」の提出をもって、上記書類の提出に代えることができます。

(注2)「同意書」の様式は環境保全課にあります。

【法人の場合】

・前年度の法人住民税納税証明書または登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※収益事業を営んでいない場合、「税申立書(注3)」の提出をもって、上記書類の提出に代えることができます。

(注3)「税申立書」の様式は環境保全課にあります。

(2) 書類審査後、交付決定通知書を交付

区が内容を審査し交付が決定しましたら、交付決定通知書にてお知らせします。

(3) 交付請求 ※提出書類に使用する印鑑は同一印をお願いします。

● 補助金交付請求書

● 支払金口座振替依頼書

(4) 交付

通常、交付請求をされてから3～4週間で補助金が振り込まれます。

